

育児休業等から復職される方へ

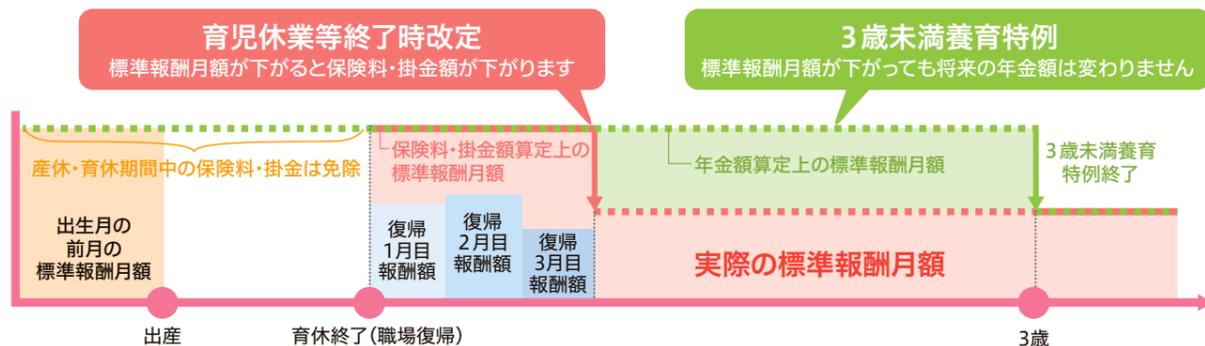
育児休業等終了時改定・3歳未満養育特例について

育児休業等から復職後、育児のため報酬額が下がった方(※1)などの標準報酬月額を実際の報酬額に近づけるため、「**育児休業等終了時改定**」(※2)を申し出ることによって、標準報酬月額を改定することができます。

この改定によって標準報酬月額が下がった場合であっても、「**3歳未満養育特例**」をあわせて申し出ることにより、年金の算定には養育開始前の高かった標準報酬月額を適用し、将来の年金額の減少を避けることができます。

今回は、「**育児休業等終了時改定**」と「**3歳未満養育特例**」について、問い合わせの多い内容にお答えします。

※1 例えば、育児部分休業・育児短時間勤務で給料月額などが減った方、引越などで通勤手当が減った方です。
 ※2 産前産後休業後に育児休業を取得せずに復職する場合は、「産前産後休業終了時改定」になります。



育児休業等終了時改定についてよくある Q & A

Q1 育児休業等終了時改定は、どのように行われますか？



A1 育児休業等を終了した組合員が条件(※)に該当した場合、**復職後3か月の報酬額の平均額**に基づいて標準報酬月額を改定します。
 ※詳細は、「福利厚生ハンドブック(平成31年3月)」P17をご覧ください。

Q2 育児休業等終了時改定を申し出る場合、どうなりますか？



A2 復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前月の標準報酬月額より**1等級**でも低い(高い)場合は育児休業等終了時改定を実施します。
 育児休業等から復職後、様式「標準報酬育児休業等終了時改定申出書・3歳未満の子を養育する旨の申出書」の「申し出ます」にチェックをして提出してください。
 なお、申出をされても、復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前月の標準報酬月額と変わらない場合は、育児休業等終了時改定は実施しません。

Q3 育児休業等終了時改定を申し出ない場合、どうなりますか？



A3 標準報酬月額は、次の定時決定まで原則変わりません。同様式の「申し出ません」にチェックをして提出してください。

Q4 次の子の妊娠が判明し、育児休業後に引き続き産前産後休業を取得する場合は、申し出る必要がありますか？



A4 本制度の申出時期は、職場復帰をするときです。育児休業から1日も空けずに引き続き産前産後休業を取得する場合は、申出は不要です。
 ※別途、「育児休業保険料(掛金)免除申出書(育児休業承認期間変更)および「産前産後休業保険料(掛金)免除申出書」を提出してください。

3歳未満養育特例についてよくある Q & A

Q1 現在育児休業中ですが、3歳未満養育特例の申出はいつ何を提出したら良いのでしょうか？



A1 産前産後休業・育児休業の保険料等免除期間中は特例が適用されません。
 3歳未満養育特例は、**休業を終了し職場に復帰してから**、育児休業等終了時改定と同時に申し出てください。
 → 様式「標準報酬育児休業等終了時(または産前産後休業終了時)改定申出書・3歳未満の子を養育する旨の申出書」

Q2 父親で育児休業をしない場合でも養育特例の適用は受けられますか？



A2 受けられます。対象者は3歳未満の子を養育している父母で、養育特例を希望する組合員です。父母ともに組合員の場合も適用となります。父親で育児休業を取らない場合は、子の出生後に申し出てください。
 → 様式「3歳未満の子を養育する旨の申出書」

Q3 育児休業から復帰しても出産時と比べ標準報酬月額は変わりません。3歳未満養育特例の申出は必要ですか？



A3 **標準報酬月額が産前より下がる場合は、申出をする必要はありません。**
 育児休業等終了時改定申出書の「3歳未満の子を養育する旨」欄の「申し出ません」にチェックをして提出してください(この場合、住民票等の添付は不要です。)

3歳未満養育特例申出に関する注意

▶ 3歳未満養育特例の申出に必要な添付書類

- 申出には次の書類(発行から90日以内のもの、確認後返却します。)が必要です。
- 同居を確認するための「住民票」(組合員と該当の子が記載または世帯全体のもの)
 - 申出する**組合員が育児休業等を取得せず、かつ該当の子を被扶養者にしない場合**は、親子関係を確認するための「子の戸籍抄本」または「戸籍謄本」(戸籍事項証明書)

▶ 3歳になる前に次の子の産休に入ったとき等に必要な手続

- 特例を受けている該当の子が3歳になる前に次のとき、特例を終了する届出が必要です。届出がないとすべての特例期間の適用ができなくなります。
- 様式「3歳未満養育特例の適用を終了する旨の届出書」
- 次の子等の産前産後休業・育児休業(保険料等免除)を開始したとき
 - 新たにほかの年少の子の養育を開始したとき
 - 特例を受けている子が3歳前に死亡または別居などで養育しなくなったとき

問合せ先 育児休業等終了時改定について 福利厚生課経理担当 ☎03-5320-6822 | 3歳未満養育特例について 給付貸付課年金担当 ☎03-5320-6828